
外形的にも実態的にも当初募集と近似した状況で継続募集が行われる
外国投資信託に係る国内受渡日の取扱いについて
— 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —

日証協 平 15.5.26

本協会は、外形的にも実態的にも当初募集と近似した状況で継続募集が行われる外国投資信託に係る国内受渡日の取扱いに関し、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、5月26日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者及び特別会員内部管理統括責任者に通知（日証協（市外）15第9号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

照会事項

1. 外国投資信託証券（累積投資の方法によるものを除く。）の販売等に係る受渡日の取扱いについては、「外国証券取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部である「外国証券取引口座約款」第14条第2号において「約定日から起算して4営業日目」と規定されているが、ファンドの運用上の理由から継続募集期間が定期的・短期間であり、かつ、当該期間に顧客から相当額（当初募集相当額以上の額）の募集が均一の条件により行われるものについては、販売会社における資金負担が過大になることが懸念されるが、当該継続募集は外形的にも実態的にも当初募集と何ら変わらないことから、協会員が当該ファンドの継続販売を行う場合において、顧客との間で当該ファンドの継続募集に係る受渡日についてサイドレターにより別途契約を締結した場合には、当該ファンドの指定する日（期末日等）を受渡日とする取扱いが上記協会規則に抵触しないと解してよいのか。
2. また、上記1の取扱いを行うに当たり、外国証券取引口座約款第14条第2号の規定と異なる受渡日の取扱いをすることについて顧客と別途契約を締結する際に、当該顧客が署名及び押印したサイドレターを徴求する方法に代えて、当該ファンドの受渡日について上記1の取扱いとする旨を記載したサイドレターを当該顧客に交付し、当該顧客から異議が無ければ同意を得たものとして取り扱う方法を採用することは、上記協会規則に抵触しないと解してよいのか。

照会事項に対する考え方

1. 外国投資信託証券（累積投資の方法によるものを除く。）の継続募集期間に係る販売の受渡日の取扱いについては、「外国証券取引口座約款」第14条第2号において、「約定日から起算して4営業日目」と規定されている。これは、外国株式の外国取引に係る国内受渡日と同様に、我が国投資者にとって分かり易いものとするため、国内の投資信託の受渡日に準じたものと考えられる。ただし、当初募集については、同規定は適用されず、当該募集期間に申込みのあった顧客については、ファンドの指定する日（払込日）までに販売会社において申込金を受領する取扱いが認められている。これは、当該募集期間に顧客から相当額の申込みがあり、顧客からの受益証券の取得に係る申込日（約定日）から起算して4営業日目を受渡日とする取扱いをすることは販売会社における資金負担が大きいこと、及び、当初募集期間中は均一の条件で販売されるため、約定価格が日々一定であり、約定日毎に約定条件が異なるものでないこと等に配慮した取扱いと考えられる。

しかし、昭和47年11月の大蔵省新聞発表「外国投資信託証券の国内販売の自由化について」に基づき、外国投信の国内販売が自由化されて以来、外国投信の受渡日を国内投信に準じてきたこれまでの取扱いは、前述のとおり「投資者にとって外国証券取引の制度を分かり易いものとする」という意味では投資者保護上一定の効果が認められるものの、昨今、投資者の多様な資金運用ニーズに応えるべく様々な仕組みのファンドが登場する中で、「約定日から起算して4営業日目を受渡期日」に制

約することが、一方においては協会員に過度の資金負担を強いることとなり、当該協会員の財務の健全性を損なう恐れを生じさせるような場合には、かえって投資者保護の観点からも好ましくないものと考えられる。

したがって、照会事項1のファンドにおいては、ファンドの運用上の理由から継続募集期間が定期的・短期間に限定されているもので、かつ、当該期間に顧客から相当額の募集が行われるものについて、当該期間中は均一の価格で販売が行われるような、外形的にも実態的にも“当初募集と何ら変わらない”状況で継続募集が行われるファンドであれば、顧客との間で別途契約を締結することにより、当該募集期間における受渡日を当初募集と同様にファンドの指定する日（期末日等）とすることは、投資者保護上特段の問題はないものと考えられる。

2．外国証券取引に係る顧客との受渡日に関し、協会員が外国証券取引口座約款の規定と異なる取扱いをする際には、日本証券業協会からの会員通知「オルタナティブ型外国投資信託証券の国内公募販売の取扱いについて」（平成14年9月12日付け日証協（市外）14第11号）において、当該顧客との間でサイドレターを交わすことにより別途契約を締結することが可能である旨の個別判断が示されている。

これは、オルタナティブ・ファンドが、一般に広く公募販売される商品としては仕組みが複雑であり、基準価額の算出や顧客の買戻し請求から資金化されるまでに相当期間を要する等の特殊な商品性に鑑み、顧客が協会員に対し、署名及び捺印をしたサイドレターを差し入れるという一定の手続きを踏むことが、「自己責任原則」を徹底するための一助となり、投資者保護の観点からも望ましい方法であるとされているものである。

しかし、上記1の外国投資信託証券が、公社債を主な運用対象とした安定運用を行う商品であり、かつ、不特定多数の投資者を販売対象顧客とすることに鑑みれば、当該ファンドを販売する都度、個々の顧客からサイドレターを徴求する手続きは協会員における事務負担及び当該手続きに係る費用が過大となるほか、顧客からのサイドレターの徴求漏れに伴う法的リスクを発生させることも懸念される。

以上から、ファンドの継続募集に係る受渡日について外国証券取引口座約款と異なる取扱いとすることにつき、顧客と別途契約を締結するに当たり、当該顧客が署名及び押印したサイドレターを徴求する方法に代えて、外国証券取引口座約款第33条第1項に基づく「同約款の変更通知」として、当該ファンドの受渡日について上記1の取扱いとする旨を記載したサイドレターを当該顧客に交付し、当該顧客から異議が無ければ同意を得たものとして取り扱う方法を採用することについては、合理的な理由があると考えられる。

< 回答 >

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

ファンドの継続募集に係る受渡日について外国証券取引口座約款と異なる取扱いとするために交付するサイドレターの内容、交付方法等については、投資者に誤解を与えないよう配慮すること。

本件については、外国証券取引口座約款を改正し、すべての顧客との契約関係を変更するよりも、当該ファンドを購入する投資者についてのみ、サイドレターにより別途契約を締結する方が、協会員及び投資者双方の利益になるものと考えられることから、個別に判断したものである。

以 上